

◎新潟県告示第1162号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。
平成30年11月16日

新潟県知事 花 角 英 世

1 起業者の名称

五泉市

2 事業の種類

（仮称）五泉市複合施設建設事業及びこれに伴う農業用排水路付替工事

3 起業地

(1) 収用の部分

五泉市赤海字下島地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

（仮称）五泉市複合施設建設事業及びこれに伴う農業用排水路付替工事（以下「本件事業」という。）のうち、（仮称）五泉市複合施設建設事業（以下「本体事業」という。）は、法第3条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される農業用排水路の従来の機能を維持するための付替工事（以下「関連事業」という。）は、同条第5号に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、本件事業に必要な経費について本年度の予算措置を講じていること、また、来年度以降についても予算措置することを確約していることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

五泉市では、地方創生の取組として、かねてより市民から強く要望されていた、生涯学習及び芸術文化活動の拠点施設並びに地場産業の情報発信及び特産品販売の拠点施設の整備を早急に実施するため、平成28年度に「五泉市複合施設整備計画」を策定し、本件事業を計画した。

本件事業では、多様化する市民の学習ニーズに対応するとともに優れた芸術文化を鑑賞するための多目的ホール・多目的室や、市の産業の魅力を発信する展示販売ブース、特産物の産地直売ブースのほか、子育て環境の充実を図るため、乳幼児が安全に遊べる広場を整備するものである。また、駐車場については、近隣で開催される花木まつり等の臨時駐車場や、主要道路を利用するドライバーの休憩施設としても活用することで、情報発信拠点施設への誘客を図ることとしている。さらに、起業地に隣接する公園付近に計画している防災用の備蓄庫やヘリポートと連携し、住民の避難場所としても利用する計画である。

本件事業の実施により、充実した生涯学習・文化施設と安心して地域で子育てできる環境を整えることで、定着人口の増加に寄与するとともに、市外からの来訪者に対し市の産業や特産物の魅力を発信することで、市全体への誘客を図り、五泉ブランドの販路拡大による地域経済の活性化や農業振興が期待できる。また、災害時には、住民の避難場所として利用することで市の防災強化にもつながることから、本件事業は公益に大きく資するものである。

本件事業による周辺環境への影響として、周辺の建物及び農地への日照阻害や騒音などが懸念されるが、整備する建物を起業地の中央よりに配置するとともに、住家に隣接する駐車場周辺には緩衝帯となる緑地帯を整備し、定期的な駐車場のパトロールにより周辺環境への影響を最小限にするよう努めるとしていることから、周辺環境への影響は小さいものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ 失われる利益

本件起業地は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく周知の遺跡等は存在せず、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく鳥獣保護区にも指定されていないことから、いずれも支障がない旨、市の担当課に確認している。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は少ないものと認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、候補地を3箇所選定し、社会的条件及び経済的条件を基に比較検討した結果、交通量が多い市外からの玄関口に位置し、必要な敷地面積を確保できることや、隣接する観光資源と駐車場の相互利用ができることなどから、本件起業地が最適地であり最も合理的であると認められる。

また、関連事業は、本体事業の施行により機能が阻害される農業用排水路について、従来の機能を維持するために必要最小限の範囲として管理者と協議したものであり、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

市の総合計画等の策定における外部有識者による市民まちづくり会議等での検討過程において、市民から情報発信拠点の必要性や産業の衰退の早期解決について意見があり、市としては早期に実施する必要があるとしていることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

五泉市役所都市整備課